

都再第1481号

平成30年1月17日

一般社団法人 日本建築学会  
会長 古谷 誠章 様

横浜市長 林 文子



「横浜市庁舎の保存活用に関する要望書」に対する回答について  
厳冬の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より、横浜市政に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
平成29年12月8日付けで、貴会からいただいたご要望について回答いたします。

横浜市では、平成32年6月の市庁舎移転を契機に関内駅周辺地区の新たなまちづくりを進めるため、平成26年3月に「新市庁舎整備基本計画」を策定し、「アート&デザイン」「成長産業」「観光・エンターテイメント」「スポーツ&健康」を同地区のまちづくりのテーマとすること、様々な人材の知見をまちづくりに取り入れていくことなどを位置付けました。

これに基づき、「港町地区周辺まちづくり協議会」をはじめ、「関内・関外地区活性化協議会」「関内・関外・港町地区都市計画協議会」「市庁舎移転を契機とした関内活性化委員会」などの地域の方々ともまちづくりに関する議論を行っています。

また、平成26年7月には地元・市民・企業・専門家など様々な主体が参画する「横浜まちづくりラボ」を立ち上げ、まちづくりの検討を重ね、多くの方々からの知見をいただくとともに、市民意見募集や民間事業者の意向確認のためのサウンディング調査を行ってきました。

平成28年9月には、市長の附属機関として横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例を制定し、11月より委員会での検討も始めています。

こうしたプロセスを踏まえて、横浜市では、現市庁舎街区を含む、関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けて、事業の目的や考え方を定めた「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」（以下「実施方針」といいます。）をとりまとめました。

実施方針においては、土地利用の目的として

- 1 「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに地区の賑わいと活性化の核づくりを行うこと
- 2 関内駅前の交通結節点機能を強化することで、都心臨海部各地区の連携と回遊性を高めること
- 3 横浜らしい街並み景観を誘導すること

を定め、現市庁舎街区の行政棟については、活用を基本としつつ、「横浜らしい街並み景観の形成」及び「地区の活性化」等に資する提案があれば柔軟に対応し、様々な提案を公平に評価することとし、市会棟・市民広間等については、既存建物の活用又は解体して新築棟を整備するなど、地区の活性化と魅力向上につながる様々な提案を求めるとしました。

来年度の後半には、この実施方針に基づき、現市庁舎街区の事業提案型公募を行います。提案評価にあたっては、実施方針に基づき、横浜らしい街並み景観形成への貢献について高く評価するとともに、「地区の活性化」という事業目的を重視し、周辺地区に対する波及効果の高い提案を高く評価する予定です。

今後とも、本市のまちづくり行政に対するご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(担当) 横浜市都市整備局 都心再生課  
黒田、岳村、安藤  
電話：045-671-3962  
FAX：045-664-3551